

(平成21年5月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③のうち、昭和45年10月の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者Aにおける資格取得日に係る記録を同年10月1日に、同資格喪失日に係る記録を同年10月30日とし、同年10月の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和45年10月の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月18日から同年10月15日まで
② 昭和44年11月15日から45年6月4日まで
③ 昭和45年7月2日から46年1月7日まで

社会保険事務所に船員保険の加入記録について照会したところ、すべての申立期間については、加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかしながら、当該期間については船員手帳に乗船した記録があるので、船員保険に加入して保険料が控除されていたはずであり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が、申立期間③のうち、昭和45年10月1日から同年10月29日まで、B丸（船舶所有者はA）に通信長として乗船していたことは、船員手帳の記録及び同船の同僚の供述により認められる。

また、B丸が昭和45年10月1日に船員保険の適用を受けるようになったことは、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿により確認できる上、申立人の船員手帳において、申立人が同年6月25日から同年10月29日までの期間、B丸に乗船していることを証明している船長の船員保険被保険者資格記録が同年10月1日から同年10月30日までであることが同名簿において確認できる。

さらに、申立期間③当時の同僚が、B丸には船長、漁労長、機関長、甲板長、通信長の幹部船員5人は必ず乗船していたと供述しているが、社会

保険事務所が保管している同船の被保険者名簿においては、通信長以外の職務については、適用年月日の昭和 45 年 10 月 1 日において船員保険被保険者として資格取得していることが推認できるものの、通信長については、同名簿において同年 11 月 1 日に資格取得した者 1 人しか確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③のうち、昭和 45 年 10 月の船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和 45 年 10 月の標準報酬月額については、B 丸における申立人と同職種である通信長の船員保険被保険者資格の記録から、4 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が死亡しているため確認できないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されることになるにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所に被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 45 年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る同年 10 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、昭和 45 年 7 月 2 日から同年 9 月 30 日までの期間については、B 丸が適用船舶になる前であることを社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿により確認できる上、申立人が B 丸に乗船し事業主により給与から船員保険料を控除されていたことを確認できる関係資料は無く、申立期間当時同船に乗船していた同僚 8 人は、すべて死亡もしくは連絡先不明のため、事業主により給与から船員保険料を控除されていたとする供述は得られない。また、事業主は既に死亡しており、申立期間③当時の関係資料や供述を得ることができない。

また、申立期間③のうち、昭和 45 年 10 月 30 日から 46 年 1 月 7 日までの期間について、申立人が B 丸に乗船し事業主により給与から船員保険料を控除されていたことを確認できる関係資料は無く、申立期間当時同船に乗船していた同僚 9 人のうち、死亡者、連絡不能の者を除く同僚 1 人に聴取しても、事業主により給与から船員保険料を控除されていたとする供述は得られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③（昭和 45 年 10 月 1 日から同年 10 月 30 日までの期間を除く）において、申立人が船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立人が、申立期間①において、C 丸（船舶所有者は D）に乗船していたことは、船員手帳の記録により認められる。

一方、申立期間①当時、C丸に乗船していた同僚のうち連絡先の判明した複数の同僚は、申立人が申立期間①において同船に乗船していた記憶は無く、同僚の一人は「1月ぐらいの短期間勤務の船員について、事業主は船員保険の資格取得手続をとらなかったと思う。」と供述している。

また、C丸の事業主は既に死亡しており、申立期間①当時の関係書類や周辺事情についての供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管するC丸の船員保険被保険者名簿において船員保険被保険者番号に欠番は無く、申立人の氏名は確認できない。

加えて、申立人が、申立期間①において事業主により給与から船員保険料を控除されたことが確認できる給与明細書等はない。

このほか、申立人が申立期間①において、事業主により船員保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立人が、申立期間②において、E丸（船舶所有者はF）に乗船していたことは、船員手帳の記録により認められる。

一方、E丸は、申立期間②より以前の昭和42年8月31日付けで船員保険の適用事業所に該当しなくなっていることが社会保険事務所の船舶所有者記号簿の記録により確認できる。また、申立人の船員手帳において、申立人が44年11月8日から45年6月4日までの期間、E丸に乗船していたことを証明している船長の氏名は、社会保険事務所が保管するE丸の船員保険被保険者名簿において記載が確認できない上、その船長の連絡先は不明のため、申立期間②当時、事業主により給与から船員保険料が控除されていた事実に関する供述を得ることができない。

さらに、事業主は既に死亡しており、申立期間②当時の資料や供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間②において、事業主により給与から船員保険料を控除されたことが確認できる給与明細書等はない。

このほか、申立人が申立期間②において、事業主により船員保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月28日から同年5月下旬まで
② 平成元年6月14日から同年6月30日まで
③ 平成2年3月27日から同年5月23日まで

厚生年金保険期間照会の結果、申立期間①について、A株式会社で勤務していた期間の厚生年金保険加入期間が平成元年3月1日から同年3月28日までの1か月であることがわかった。A株式会社では、給料明細書が3枚くらいあったので、3か月くらいは勤務していたはずである。また、すべての給料明細書において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えている。

申立期間②は、株式会社Bに、申立期間③は、C株式会社に、それぞれ勤務しており、両社とも給料明細書において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えている。

すべての申立期間について給料明細書は保存しておらず、在職していたことを証明できるものは無いが、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA株式会社に平成元年5月下旬ころまで勤務していたと主張しているが、社会保険庁の管理するオンライン記録によると、同社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格の喪失手続については、同年4月26日付けで処理され、健康保険証も回収されていることが確認できる。

また、A株式会社では、「申立期間①当時の資料は何も残っていない。」と供述している上、同社の事業主は、「申立人の顔も知らないが、

おそらく、2週間から3週間しかいなかったのではないか。」と供述し、申立期間①当時の同僚の二人は、それぞれ、「名前に聞き覚えはあるような気がする。厚生年金保険の記録があるのであれば在籍していたことは間違いないと思うが、1か月ぐらいしかいなかったのではないか。」、「申立人がいたような気はするが、退職時期はわからない。」と供述しており、申立人が申立期間①において、同社で勤務していたことを確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、申立人のA株式会社における雇用保険の被保険者記録は無い上、申立人が、申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、申立人の父の加入するD健康保険組合の記録から、申立人は、申立期間①を含む昭和59年2月1日から平成2年1月30日までの期間、申立人の父の被扶養者であったことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

2 申立期間②について、申立人の株式会社Bにおける業務内容及び怪我に関する申立人の供述と申立期間②当時の同僚の業務内容等に関する供述が一致していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社において勤務していたことはうかがえる。

しかし、株式会社Bにおける申立期間②当時の同僚14人のうち供述を得られた7人は、申立人を記憶していない上、申立期間②当時の事業主は、同社における厚生年金保険への加入手続について、「従業員から年金手帳等の書類が提出された時点で、加入手続をしていた。」と供述しているが、供述の得られた同僚のうち2人は、「申立期間②当時、新卒者については、入社当初から厚生年金保険に加入させていたが、中途採用者については、2週間程度の勤務であれば厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と供述している

また、株式会社Bは、「申立期間②当時の資料は残っていない。」と供述していることから、同社における申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いに係る関連資料等を得ることができない上、申立人が、申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、社会保険庁の管理する株式会社Bの健康保険厚生年金保険のオンライン記録に申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難い上、申立人の同社における雇用保険の被保険者記録も無い。

なお、申立人の父の加入するD健康保険組合の記録から、申立人は、申立期間②を含む昭和59年2月1日から平成2年1月30日までの期間、申立人の父の被扶養者であったことが確認できる。

このほか、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間③について、申立人のC株式会社における業務内容に関する供述、及び社会保険庁の管理するオンライン記録において、同社の健康保険厚生年金保険の被保険者の中に申立人が記憶している同僚の氏名が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社において勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人は「C株式会社に入社した際に、年金手帳を会社に提出した。」と主張しているが、同社における健康保険厚生年金保険被保険者資格の取得手続について、申立期間③当時の同僚のうち唯一供述が得られた同僚は「同社では、年金手帳等を本社に送り、本社が一括して処理していた。」と供述をしているところ、同社の元事業主は、「一般的に、入社時の厚生年金保険の加入手続については、離職票及び年金手帳を提出させ、雇用保険の被保険者番号及び厚生年金保険被保険者番号を確認してから行っていたが、申立人の勤務期間が短期間であることから、申立人は年金手帳等を事業所に提出しないまま退職した可能性もある。」と供述している。

また、社会保険庁の管理する記録によれば、C株式会社は、既に適用事業所に該当しなくなっており、同社の元事業主も「申立期間③当時の資料は残っていない。」と供述していることから、同社における申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについての関連資料を得ることができない上、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、社会保険庁の管理するC株式会社の健康保険厚生年金保険のオンライン記録に申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難い上、申立人の同社における雇用保険の被保険者記録も無い。

このほか、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料をそれぞれの事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。